第25回 サステナブルファイナンス有識者会議

資料２

参考資料

令和6年10月18日
金　融　庁

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫（抄）

原則１　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

１－１．機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

１－２．機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針（略）についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。その際、運用戦略に応じて、サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかについて、検討を行った上で当該方針において明確に示すべきである。

原則４　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

４－２．機関投資家は、サステナビリティを巡る課題に関する対話に当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識すべきである。

原則７　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

７－１．機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

アセットオーナー・プリンシプル（抄）

原則５．アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

補充原則

５－１．　アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである（スチュワードシップ責任）。

　スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリング）を行うことも選択肢として考えられる。

５－２．　アセットオーナーにおいては、**ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと**、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI（責任投資原則）に署名することも考えられる。

金融商品取引業者等向けの監督指針

○　「資産運用業高度化プログレスレポート2022」における実態調査の結果を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正案を策定し、**ESG投信の範囲**や**ESGに関する公募投資信託の情報開示**、**投資信託委託会社の態勢整備**について、**具体的な検証項目**を定めた。

主な内容

①　ESG投信の範囲の明確化

下記に該当する公募投資信託とする。

①　ESGを**投資対象選定の主要な要素**としていること

かつ

②　**交付目論見書**の「ファンドの目的・特色」に、**①を記載**していること

②　顧客誤認の防止

ESG投信ではない公募投資信託の**名称又は愛称にESGに関連する用語**（例：ESG、SDGs、グリーン、脱炭素、インパクト、サステナブル）が含まれていないか

③　ESGに関する情報開示の強化

交付目論見書や運用報告書に下記の事項が記載されているか

①　**投資戦略**

- 主要な要素となるESGの具体的内容や勘案方法、勘案の際の制約・リスク、スチュワードシップ方針　等

②　**ポートフォリオ構成**

- ESGを主要な要素として選定する投資割合の目安や目標

③　**インデックス運用**

- 参照指数のESG勘案方法

④　**定期開示**

- ESGを主要な要素として選定した投資割合、ESG評価指標の達成状況、スチュワードシップ活動
- インパクトの達成状況　等

④　必要な態勢整備

①　**組織体制**

- ESG関連のデータ、インフラ、人材等、ESG投信の運用のためのリソースを確保しているか

②　**ESG評価・データ提供機関**

- 利用に際し、組織体制や評価対象、手法、制約、目的を理解する等、デューデリを適切に実施しているか

⑤　外部委託運用

- 投資戦略を踏まえ、**運用会社がESG投信の該当性を判断**
- 委託先の運用状況を反映した開示を行うとともに、デューデリや開示内容の確認を行うための体制を整備しているか

グリーンボンド等ガイドライン①

○　環境省のグリーンボンド（ローン）ガイドラインは、グリーンボンドの国際原則等に準拠しつつ国内の資金調達の際のルールとして策定したもの。

○　資金調達に関する手続きに加え、付属書において、グリーンプロジェクトにおけるグリーン性の判断指針や、資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな効果、レポーティング等について具体的な例示を示している。

ICMA※のGB原則/環境省のグリーンボンドガイドライン（付属書除く）での主な規定事項

※　ICMA･･･国際資本市場協会（International Capital Market Association）

4つの中核要素	**1. 調達資金の使途**	• グリーンプロジェクトの対象区分と具体例を例示
	2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	• グリーンプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点、発行体への奨励事項を規定
	3. 調達資金の管理	• 調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定
	4. レポーティング	• 調達資金の使途に関するレポーティングの内容・開示等について規定 • 開示については、全調達資金が充当されるまで、毎年レポーティングを公開するべきと規定
重要推奨事項	**グリーンボンドフレームワーク**	• 発行体がGBの上記４つの中核要素との整合性等を説明する「グリーンボンドフレームワーク」の記載内容を規定 • 投資家が、GBフレームワークを直ちに入手できるようにするべきと規定
	外部レビュー	• 発行前（グリーンボンド等とGBPの整合性）、発行後（調達資金の管理）の外部レビューを推奨

（出所）ICMA（2021）”Green Bond Principles” を基に環境省作成

グリーンボンド等ガイドライン②

○　付属書１は、①**明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針**、②グリーンプロジェクトの判断の観点を踏まえた、**具体的な資金使途、具体的な指標、ネガティブな環境効果の例示を国内外の知見や発行実績等を踏まえて一覧表として整理した別表（グリーンリスト）**から構成される。

付属書１

明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針

別表

大分類
ICMA グリーンボンド原則の資金使途の分類

小分類
大分類に紐づく具体的な資金使途例

具体的な指標
レポーティング等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の例

ネガティブな環境効果
グリーンプロジェクトを実施する際、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境に対して持つことが想定されるネガティブな効果の例

※参考：グリーンボンドガイドライン 2022年版　１－１調達資金の使途
⑥グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

- すべての国・地域や産業が一足飛びに脱炭素化が可能なわけではなく、トランジション段階にある技術を導入することで最大限排出削減を進める必要性を踏まえ、脱炭素に向けた省エネやエネルギー転換などの「移行」に焦点を当て、そこに資金供給を促す、「**トランジション・ファイナンス**」を推進。
- 2020年12月公表の国際原則（ICMAハンドブック）を踏まえて、金融庁・経済産業省・環境省で、**トランジション・ボンドやトランジション・ローンとラベリングするための「基本指針」を2021年５月に策定。**

多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための分野別のロードマップを策定。また、トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性を向上することを目的とした**「フォローアップガイダンス」を2023年６月に公表。**

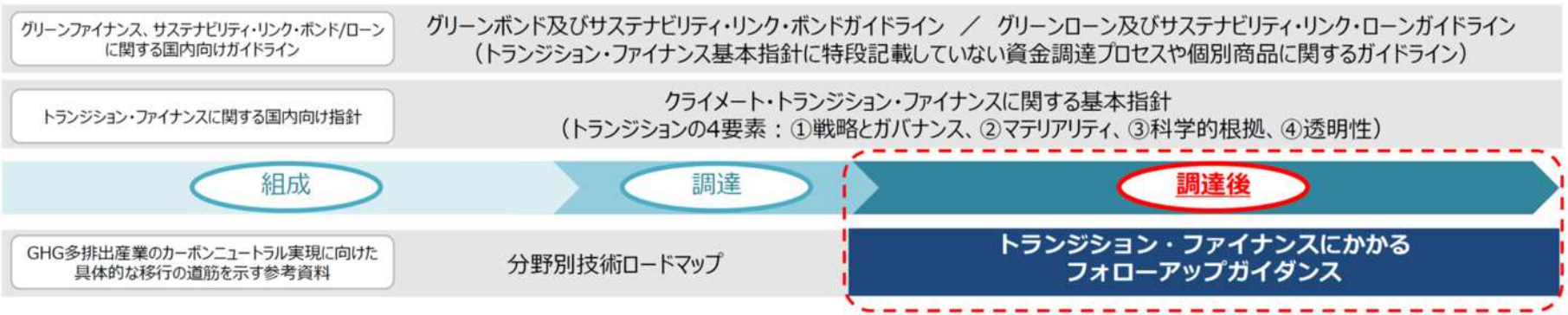

トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス

○　金融庁・経済産業省・環境省は、「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を継続して開催し、トランジション・ファイナンスの信頼性と実効性を向上することを目的として、特に資金供給後のトランジション戦略の着実な実行と企業価値向上への貢献を担保するための手引きとして、「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス～資金調達者とのより良い対話に向けて～」の策定に向けて議論。2023年６月に「トランジション・ファイナンスにかかるフォローアップガイダンス」を公表。

フォローアップガイダンスのポイント

資金供給者と資金調達者の関係

- トランジション・ファイナンスのフォローアップにあたっては、資金供給者と資金調達者が対立構造にあるのではなく、**双方の信頼関係を醸成し、脱炭素化に向けた次の適切な資金調達につなげていくための対話**を目指すことが重要

読み手に期待すること

- 幅広い資金供給者が想定読者になるが、特に**債券投資家**に発行体との対話の重要性・必要性を訴求
- トランジション・ファイナンスの信頼性・実効性を高めるという目的を鑑み、資金供給者には**フォローアップの実績について積極的に発信**することを期待

トランジションは「動的」に捉える

- 企業によるトランジションの取組は、**その時点で最適な状況判断**のもとでカーボンニュートラルという野心的な目標に向かい、トランジション技術等に対し投資を続けることであり、**動的に捉える**ことが必要
- フォローアップにおいては、**事業環境の変化等を踏まえた上で**、その時点においてトランジションの取組が**ベストエフォート**であることを確認することが重要

実務者向けの手引き

- フォローアップ時の**確認事項をチェックボックス形式で一覧化**
- **分野別技術ロードマップのポイントを要約**して付録。またフォローアップする企業や個別業界だけでなく、**関連業界を俯瞰的に理解するためのポイントを整理**
- 債権投資家向けに**ボンドにおけるフォローアップの実践方法**を掲載

分野別ロードマップ

○　多排出産業が2050年までにカーボンニュートラルを達成するために必要と見込まれる技術を、科学的根拠と共に提示。パリ協定や我が国の各政策とも整合的。

○　本ロードマップは、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の附属文書であり、企業がトランジションボンド／ローンにより気候変動対策の資金調達を検討する際に参照することを想定。また、投資家及び金融機関も、企業の戦略や取組みを評価する際に参照することが可能。

○　10の多排出分野（鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、紙・パルプ、自動車、海運、航空）向けにロードマップを開発。

＜鉄鋼分野における技術ロードマップ＞

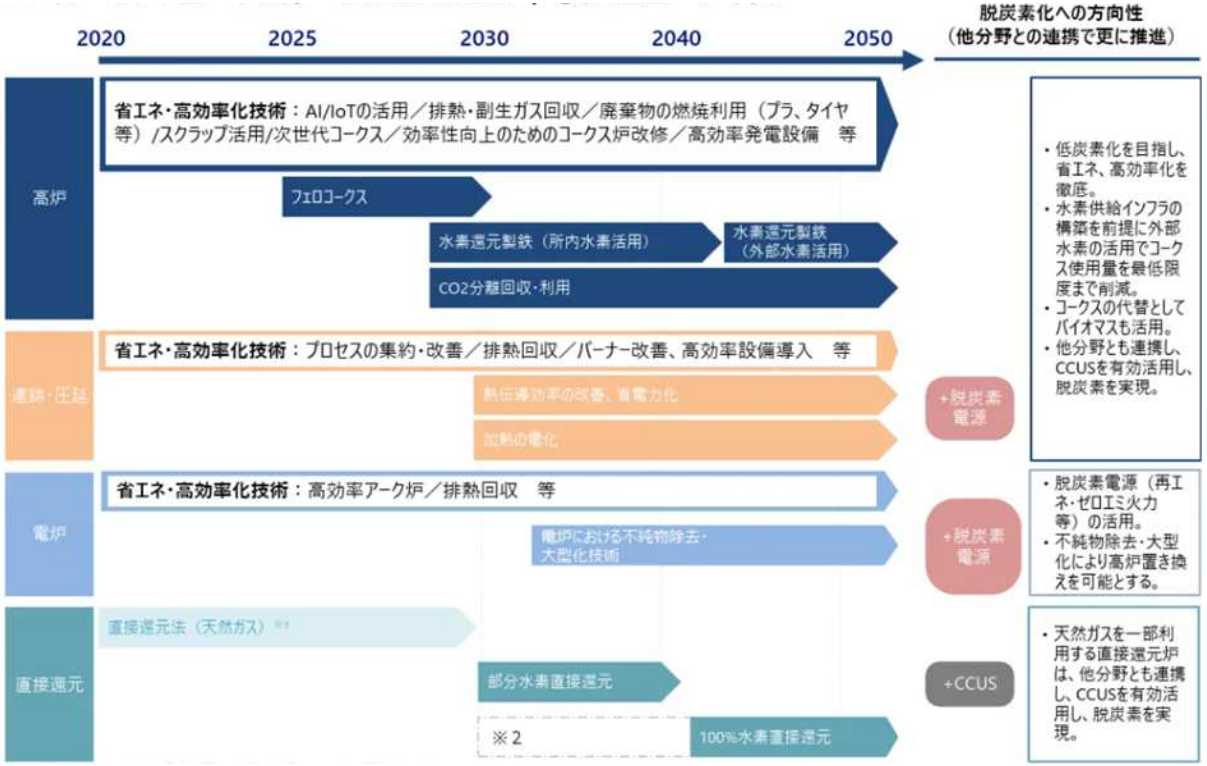

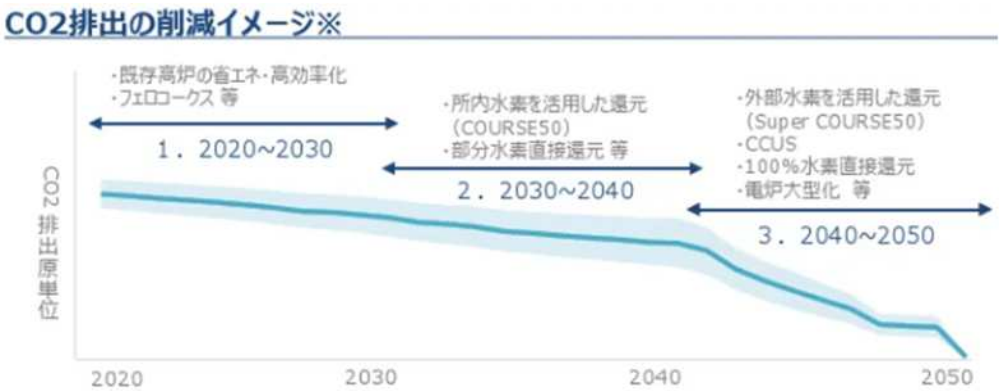

ソーシャルボンドガイドライン

ソーシャルボンド：調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの）だけに充当される債券

ガイドライン策定の経緯

世界的なSDGs債の発行額の推移

（出所）Environmental Finance
（2021年5月12日の閲データベース）より日本証券業協会が作成

- 世界的にソーシャルボンドの発行が急速に拡大
- 国内では公的セクターによる発行例が多いが、民間企業による発行が始まったところ
- 我が国の状況に即した詳細なガイドライン（実務指針）の策定を望む声

ガイドライン策定の目的

- 国際標準である国際資本市場協会（ICMA）の原則等との整合性に配慮しつつ、先進国課題を多く抱える我が国の状況にも対応するガイドラインを策定
- これにより、ソーシャルボンドの信頼性確保と発行体の負担軽減を図り、我が国の民間企業によるソーシャルボンドの更なる活用を期待

ガイドラインの内容

ソーシャルボンドの４つの「核となる要素」

1.調達資金の使途　（注）黒字：ICMAソーシャルボンド原則の例示、青字：本ガイドラインの追加例示

- ソーシャルボンドによる調達資金はソーシャルプロジェクトだけに充当されるべき

ソーシャルプロジェクトの例　※あくまで例示であり、以下に限定するものではない

① 手ごろな価格の基本的インフラ設備
例）輸送機関、防災・減災対策、災害復興

② 必要不可欠なサービスへのアクセス
例）健康、教育、子育て支援、介護支援

③ 手ごろな価格の住宅

④ 雇用創出
例）感染症対応、地方創生・地域活性化

⑤ 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム
例）小規模生産者の生産性向上、先端技術の活用

⑥ 社会経済的向上とエンパワーメント
例）市場と社会への公平な参加、女性活躍推進、働き方改革、バリアフリー推進

ソーシャルプロジェクトの対象となる人々の例
※以下に限定するものではなく、また、一般の大衆を対象とする場合もあり得る

例）障がい者、失業者、女性・性的マイノリティ、
高齢者と脆弱な若者、自然災害の罹災者、
地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民、
感染症の拡大等により事業に影響を受けた中小企業等、
仕事と子育て/介護等を両立する人々

2.プロジェクトの評価と選定の規準

- 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と選定のプロセスを説明すべき
- 評価と選定の規準を説明することが望ましい

3.調達資金の管理

- 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき

4.レポーティング

- プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき
- 社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい
- 指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの３段階で示すことが考えられる

ソーシャルボンドの２つの「重要な推奨項目」

1.ソーシャルボンドの発行のためのフレームワーク

- フレームワークを作成し「核となる要素」への適合を説明すべき

2.外部機関によるレビュー

- 「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい

個人投資家のサステナビリティ投資商品に関する調査①

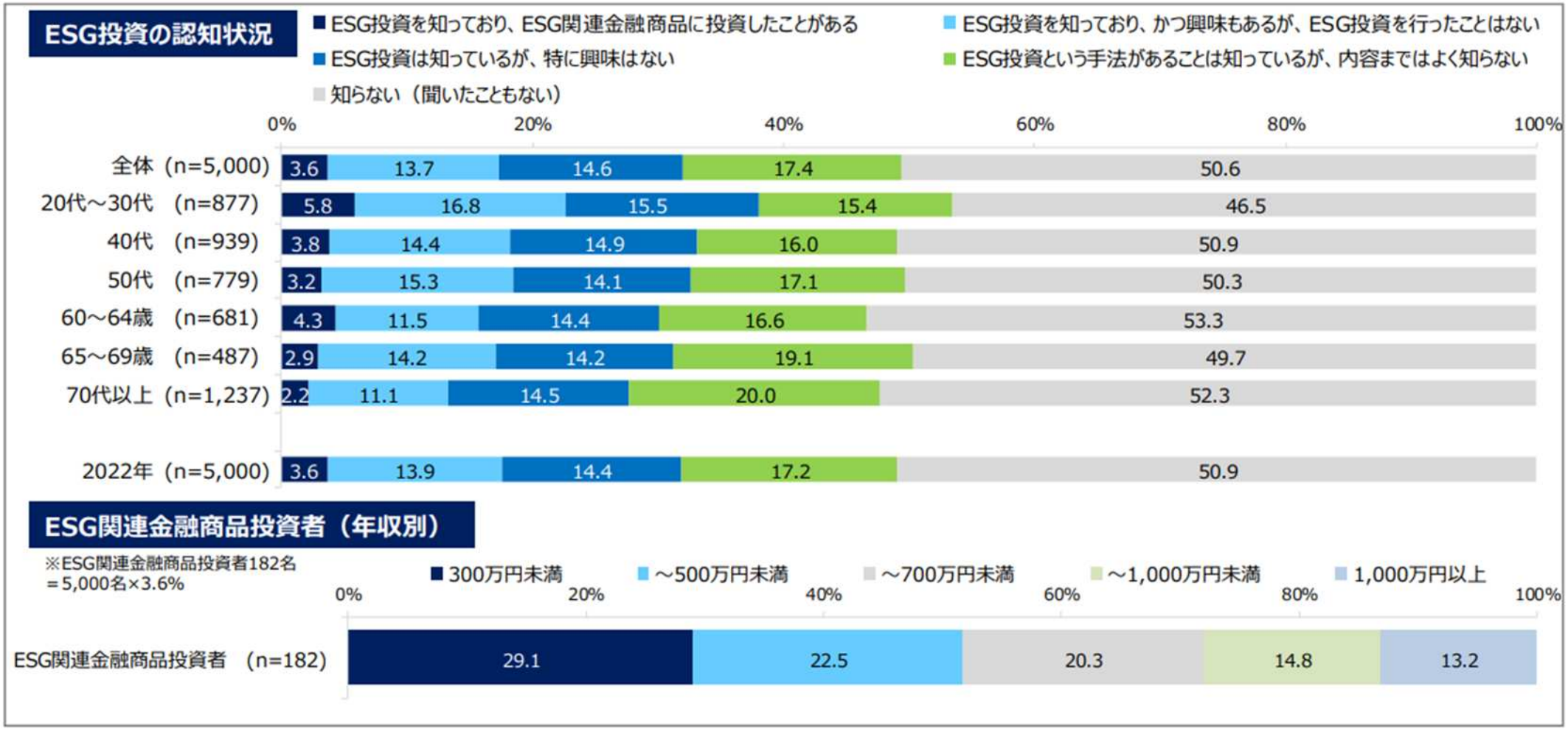

- **ESG投資の内容を認知している者（「ESG投資を知っており、ESG関連金融商品に投資したことがある」「ESG投資を知っており、かつ興味もあるが、ESG投資を行ったことはない」「ESG投資は知っているが、特に興味はない」）は32.0%。20代～30代では、認知度が38.1%とやや高い。**
- **ESG関連金融商品への投資経験者の年収は、500万円未満が過半数（51.6%）を占める。**

（出所）日本証券業協会 2023 年度「個人投資家の証券投資に関する意識調査」

個人投資家のサステナビリティ投資商品に関する調査②

○　株式投資経験のある個人投資家を対象としたアンケート調査によれば、**株式市場においてESG要因を考慮する**必要について、**「ある程度考慮する必要がある」又は「投資収益率以上に考慮する必要がある」との回答は合わせて約７割**となっている。一方で、**「ESG関連の金融商品への関心」があるとした回答は約４割**となっている。

企業のESGに対する取組みへの関心（%）　（注）質問：あなたは企業の ESG（環境、社会、ガバナンス）に対する取り組みに関心がありますか。（ひとつだけ）

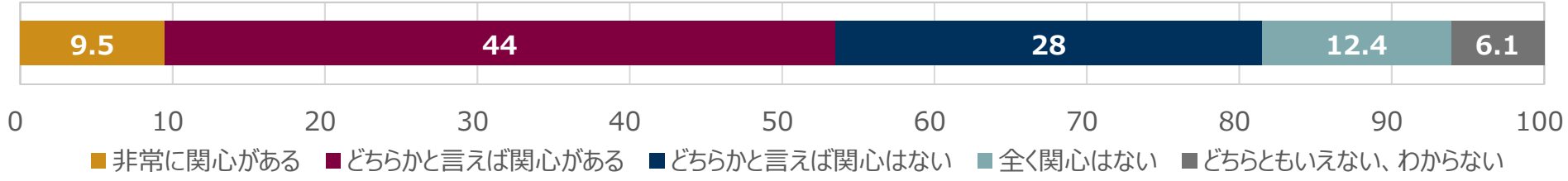

ESG考慮の必要性（%）　（注）質問：あなたは株式市場において ESG（環境、社会、ガバナンス）要因を考慮する必要があると思いますか。（ひとつだけ）

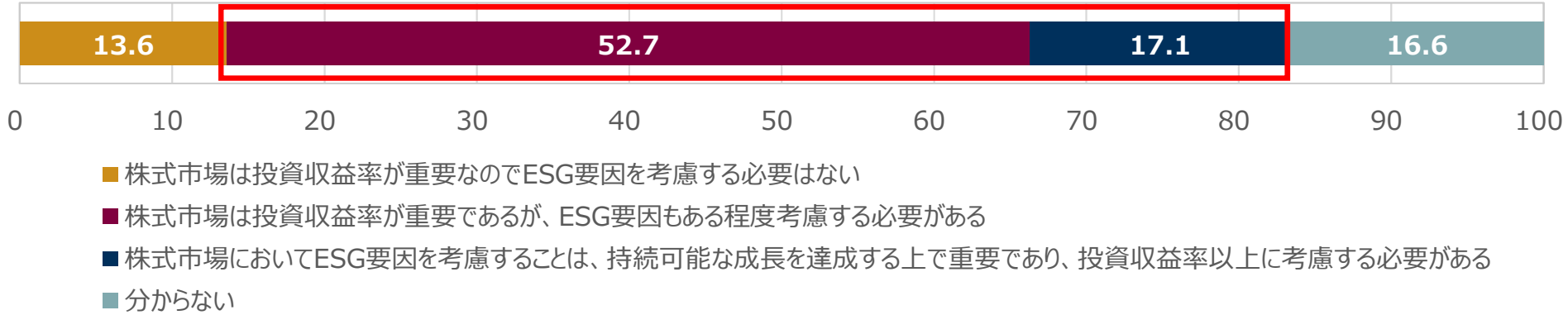

ESG関連の金融商品への関心（%）　（注）質問：あなたは ESG（環境、社会、ガバナンス）に関連した金融商品に関心がありますか（ひとつだけ）

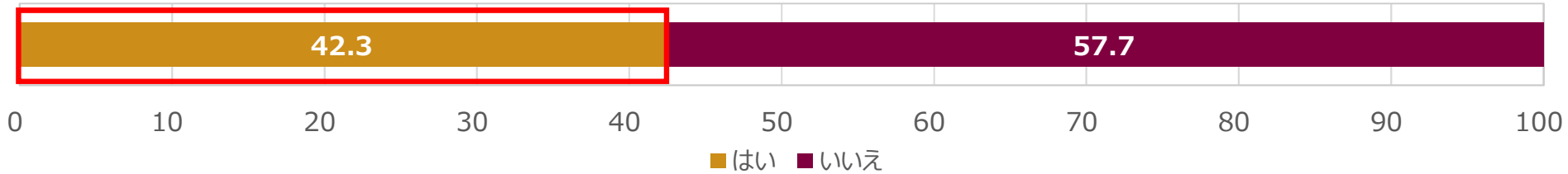

調査方式: 野村インベスター･リレーションズ(株)による『ネットモニターアンケート調査』を利用した、インターネットでのアンケートの配信及び返信。調査対象:株式投資経験のある個人投資家モニター約24,000名の中から無作為に3,000名を抽出しアンケートを送信。回答数: 1,000件(有効回答数が1,000件に達した時点で締め切り)。 調査期間：24年3月4～5日。性別：男性(86.6%)女性(13.4%)、 年齢： 29 歳以下(1.0%)、30 歳～39 歳(7.3%)、40 歳～49 歳(16.9%)、50 歳～59 歳(24.3%)、60 歳以上(50.5%) 。投資経験年数: 3 年未満(6.8%)、3～5 年未満(6.9%)、5～10 年未満(18.1%)、10～20 年未満(26.7%)、20 年以上(41.5%))

（出所）野村證券株式会社 作成資料。ノムラ個人投資家サーベイ（2024年３月）

EUにおけるサステナビリティ投資商品に関する開示規制等

○　2021年3月に施行されたサステナブルファイナンス開示規則（SFDR: Sustainable Finance Disclosures Regulation）では、サステナビリティ投資を目的としていないが環境や社会的な特性を推進する金融商品を第８条ファンド、サステナビリティ投資を目的としている金融商品を第９条ファンド、それ以外を第６条ファンドに分類し、自らのサステナビリティリスクを踏まえた投資方針等のほか、分類に応じた開示等（自らが謳うサステナビリティの定義、同定義に合致する資産の割合等）を求めている。

Article 6: Transparency of the integration of sustainability risks

1. Financial market participants shall include descriptions of the following in pre-contractual disclosures:
   (a) the manner in which **sustainability risks are integrated into their investment decisions**; and
   (b) the results of the assessment **of the likely impacts of sustainability risks on the returns** of the financial products...
   Where … sustainability risks [deem] not to be relevant, the descriptions … shall include a clear … reasons therefor.

Article 8: Transparency of the promotion of environmental or social characteristics in pre-contractual disclosures

1. Where **a financial product promotes**, among other characteristics, **environmental or social characteristics**, or a combination of those characteristics … the information to be disclosed...shall include the following:
   (a) **information on how those characteristics are met**;
   (b) if an index has been designated as a reference benchmark … how this index is consistent with those characteristics.

Article 9: Transparency of sustainable investments in pre-contractual disclosures

1. Where **a financial product has sustainable investment as its objective and an index** has been designated as a reference benchmark, the information to be disclosed...shall be accompanied by the following:
   (a) information on **how the designated index is aligned with that objective**;
   (b) an explanation as to why and how the designated index aligned with that objective differs from a broad market index.
3. Where a financial product has a reduction in carbon emissions as its objective, the information to be disclosed … shall include the objective of low carbon emission exposure in view of achieving the long-term global warming objectives of the Paris Agreement.

（出所）REGULATION (EU) 2019/2088 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 November 2019 on sustainability-related disclosures in the financial services sector

EUにおけるサステナビリティ投資商品に関する議論

○　欧州委員会は、SFDRの潜在的な課題に対応する改善策を検討するなどとして、2023年９～12月に市中協議を実施。この中で、SFDRやラベル等が有効か否か等について論点提起がされている。

○　2024年５月に公表された市中協議への回答の要約によれば、「ラベル」導入の必要性については、（個々の商品における）**「開示で十分であり、ラベルは必要ない」との設問には「不同意」が７割強**となっている一方、（ラベルの導入は）**「個人投資家が、投資商品のサステナビリティ戦略や目的を理解することにつながる」との設問には「同意」が８割強**となっている。

Figure 5: General views on the need for a categorization system regulated at EU level

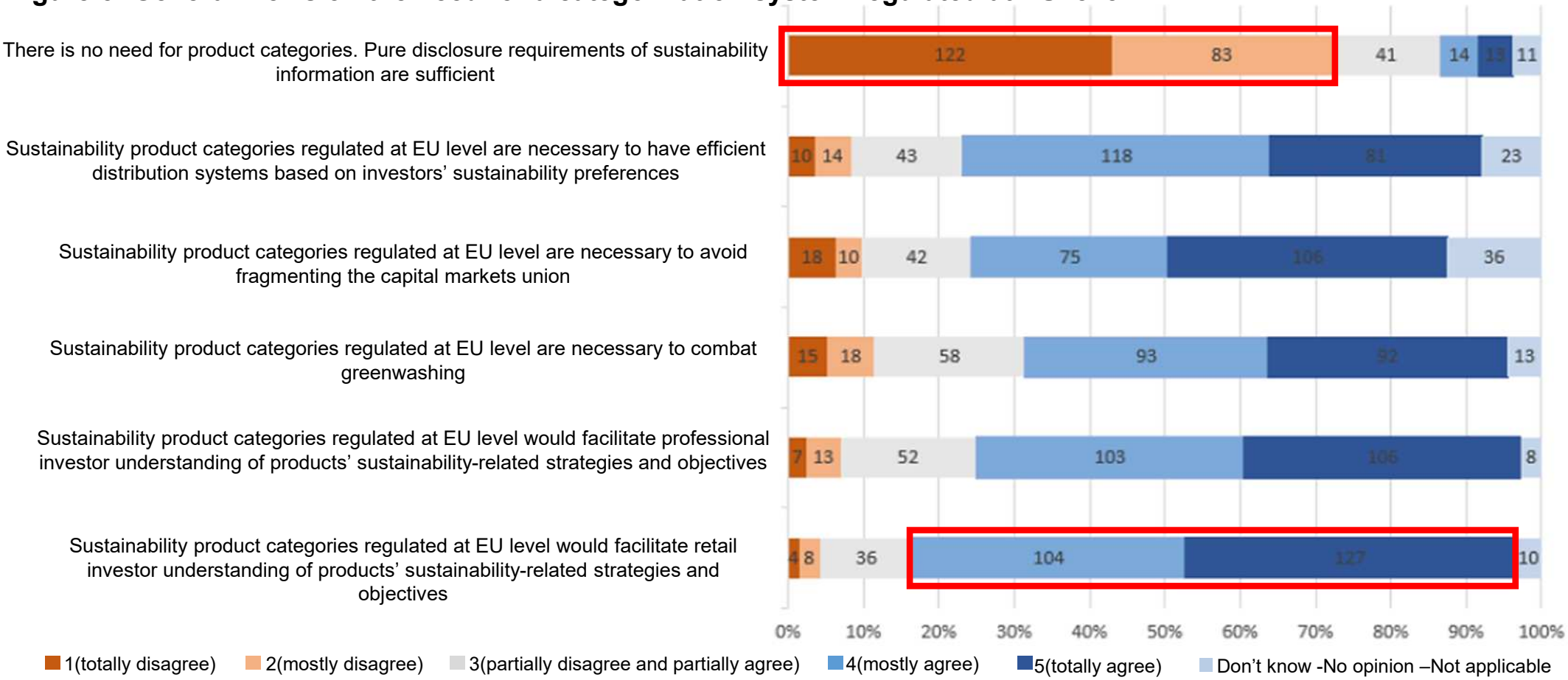

（出所） European Commission "Summary Report of the Open and Targeted Consultations on the SFDR assessment"

英国におけるサステナビリティ投資商品に関する開示規制等

○　英国FCA（金融行為規制機構）は、**個人投資家の保護等の観点から、**2023年11月に公表した政策パッケージにおいて、**投資商品にラベル又はESG関連用語を用いている場合に一定の項目の開示を求め、４つのラベル（Sustainability Focus, Sustainability Improvers, Sustainability Impact, Sustainability Mixed Goals）に応じた開示等を求めている。**

○　例えば、「Sustainability Impact」に区分される投資商品については、ファンドマネージャーが、投資活動を通じてどのようにポジティブな社会・環境的な効果（インパクト）を実現していくと想定しているか等を開示する必要があるとしている。

Disclosure of sustainability-related information

- A manager must prepare the disclosures … in accordance with this chapter where it:
  (a) is **undertaking sustainability in-scope business** in relation to a sustainability product … ; and
  (b) uses **either a sustainability label or one or more of the terms in ESG** … in relation to that product.
- The disclosures are: (a) a consumer-facing disclosure for retail clients … ; and (b) a pre-contractual disclosure …

Specific criteria: sustainability impact

- A manager may only use the ‘sustainability impact’ label where the sustainability product’s sustainability objective is consistent with the aim of achieving a pre-defined, positive, measurable impact in relation to an environmental and/or social outcome.

Pre-Contractual disclosures

- where the manager uses the sustainability label ‘sustainability impact’, it must include the following information:
  (a) the manager’s theory of change, with clear examples that emphasise **how the manager expects its investment activities and the product’s assets to contribute to achieving a positive environmental and/or social impact**; and
  (b) **a summary of the method used to measure and demonstrate** that the manager’s investment activities and the sustainability product’s assets are achieving a positive environmental and/or social impact;

（出所）英国FCA “Sustainability Disclosure Requirements (SDR) and investment labels“

英国におけるサステナビリティ投資商品に関する議論

○　英国FCAは、2017年より消費者の投資等への考え方を確認する実態調査を行っており、2022年版調査では、約２万人にオンライン・電話で行った調査の結果として、**約８割の消費者が、「経済リターンをもたらすことと合わせて、何らか良いことを実現（do some good）する形で、自らの資金を投資してほしい」**と考えていることが確認されたとしている。

○　一方で、FCAが2023年に行った45名程度の個人投資家への面談等による定性調査では、調査対象となった**個人投資家が、一般に、投資経験の多寡に拘らず、サステナビリティ投資に係る情報が必ずしも簡潔ではなく分かりづらいと感じている**としている。

6. Attitudes towards ESG issues and Responsible Investments

Base: All UK adults who have any retail investment, or have a DC pension in accumulation, or have decumulated a DC pension in the last 4 years (2022:2,838) excluding 'don't know' responses (4%/5%/5%/5%)

Question: P_ESG5_a/b/f/g (Rebased). To what extent do you agree or disagree with the following statements?

（出所）英国FCA "Financial Lives 2022 survey" Consumer investments and financial advice"抜粋

Sustainability Disclosure Requirements (SDR) and investment labels regime

consumers **feel uncertain** about what sustainability means:

- **There is no single agreed definition of what a sustainable or ESG investment is**.
- For those starting out in investing, there is **a lot of information to take in and understand**.

Consumers feel the information currently provided on sustainable investing **can be confusing :**

- Across all levels of experience consumers felt that some of the current sustainable investment information lacked conciseness, was untrustworthy and contained jargon.

Of the 25 consumers engaged in the online community, six had not yet started investing, five began investing in the last year, seven had been investing for up to 9 years and seven had been investing for over 9 years.

（出所）英国FCA "Sustainability Disclosure Requirements (SDR) and investment labels regime (Qualitative Research)"

米国におけるサステナビリティ投資商品に関する開示規制等

○　米国SEC（証券取引委員会）は、2023年12月、**投資会社等のファンド名称に係る規制（いわゆるファンドネームズルール）の改正により**、ESG要素を投資判断に取り入れることとしているファンドについては、**資産価値の少なくとも80%をファンドの名称が示唆する先に投資することを求めている**（これを満たさない場合には、「誤解を招く」もの等として取引を行えないこととされている）。

○　また、2022年５月には、投資顧問業法等における関連規則の改正案を公表し、同案では、ESGを考慮するファンドを**「ESG以外の要素と併せてESG要素を考慮するファンド」（Integration Funds）**と**「ESG要素を、投資先の選定やエンゲージメントにおける重要な又は主要な要素として考慮するファンド（ESG-Focused Funds）の２つに分類**し、投資会社や投資顧問会社等がこうしたファンドを販売する場合等に分類に応じてESG要素の考慮方法等を顧客に開示すること等を求めている。

- a materially deceptive and misleading name of a fund includes:

(2) Names suggesting an investment focus … a particular industry or group of industries; particular countries or geographic regions; or… particular characteristics (e.g., … such as “growth” or “value,” or terms indicating that the **fund’s investment decisions incorporate one or more environmental, social, or governance factors)**, unless:

(i) The fund has adopted a policy to invest … **at least 80% of the value of its assets in investments** … that the fund’s name suggests.

（出所）米国SEC, Investment Company Names - Final Rule (88 FR 70436)

- While the Commission has not generally prescribed specific disclosures for particular investment strategies, ESG strategies differ in certain respects that we believe **necessitate specific requirements and mandatory content to assist investors in understanding the fundamental characteristics of an ESG fund** or an adviser’s ESG strategy …
- “ESG Integration” strategies consider one or more ESG factors alongside other, non-ESG factors in investment decisions
- … Integration Fund to summarize in a few sentences how the fund incorporates ESG factors into its investment selection process, **including what ESG factors the fund considers** …
- “ESG-Focused” strategies focus on one or more ESG factors by using them as a significant or main consideration in selecting investments or in engaging with portfolio companies.
- … ESG-Focused Fund, which would include an ESG Impact Fund, to **provide specific disclosure about how the fund focuses on ESG factors in its investment process** …

（出所）米国SEC, Enhanced Disclosures by Certain Investment Advisers and Investment Companies about Environmental, Social, and Governance Investment Practices - Proposed Rule (87 FR 36654)